

Kanaya 区

令和6年12月25日発行

発行：金谷区地域協議会

編集：金谷区地域協議会・編集委員

南部まちづくりセンター

Tel. 025-522-8831・Fax 025-522-8832

金谷区地域協議会だより

第59号

目次

- ※1頁－新金谷地区公民館について
- ※2頁－自主的な審議
- ※3頁－空き家について
- ※4頁－こどもプールの廃止について



10月9日(水)開催の第5回地域協議会において、市教育委員会社会教育課から、金谷地区公民館を移転整備することに伴う、施設の位置及び使用料等に関する条例の一部改正について報告を受けました。

※条例の改正内容

○公民館の位置…上越市大貫二丁目17番50号

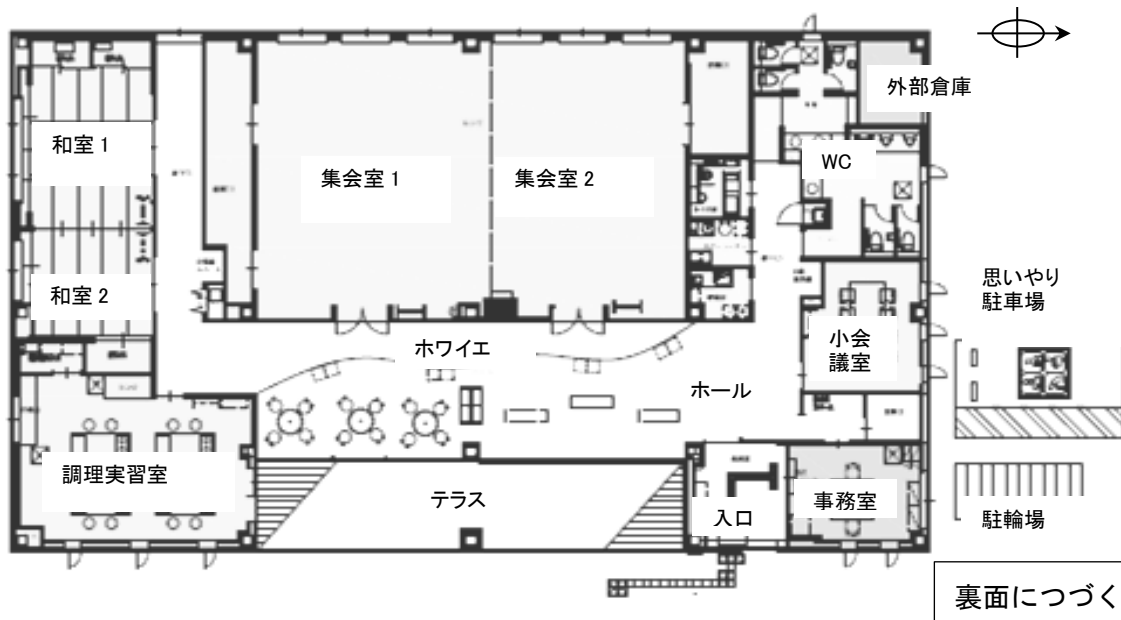
○公民館の利用料金…右記の表のとおり

条例の一部改正については、令和6年12月議会の議決をもって正式に決定します。新しい公民館は令和7年3月開館予定です。

【新しい公民館の利用料金(案)】

| 施設名 | 使用料 (1時間につき) |
|------------|-----------------|
| 集会室1(約85㎡) | 510円 |
| 集会室2(約70㎡) | 420円 |
| 和室1(※15畳) | 170円 |
| 和室2(※10畳) | 120円 |
| 小会議室 | 120円 |
| 調理実習室 | 310円 |

【参考平面図】



○新金谷地区公民館について、主な質疑応答

委員：公民館の総工事費はいくらか。元の公民館は壊すのか。

社会教育課：総工事費は約5億2,000万円。旧公民館は廃止することになるが、詳細な取り扱いについてはまだ決定していない。

委員：新公民館は3月から供用開始予定と聞いているが、利用申し込みはいつからか。

社会教育課：工事が遅れる可能性もあるので、まだ申し込み時期等は確定していない。

委員：山麓線は車の交通量が多いが、施設の出入りについて何か対策を考えているか。

社会教育課：交差点ではないので信号は付けられない。注意喚起の表示などの方法を考えている。

委員：集会室は1,2と分かれているが、一つの大広間になるのか。

社会教育課：集会室1,2は別々にも使えるし、真ん中の仕切りを取って二つあわせて使うことも可能である。

自主的な審議について

地域協議会では、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて話し合い、話し合いの結果を地域に説明したり、話し合った内容を地域団体等の連携・調整により取り組んだりするとともに、市長に意見として伝えること等を行う役割があります。

金谷区地域協議会では、自主的な審議のテーマの候補として、前期の地域協議会委員からの引継ぎで「ヨーデル金谷周辺エリアの整備及び利活用について」や、今期の委員から提案されている「空き家対策について」などの問題を、地域協議会で取り組んでいくべきか話し合っています。

意見交換会を行いました

ヨーデル金谷周辺エリアは、BMX場を含めた金谷山公園があり、金谷地区公民館を新築中です。

10月4日(金)ヨーデル金谷において、指定管理者である㈱ミーナハライペ代表と、ヨーデル金谷周辺エリアの整備や利活用についての意見交換会を行いました。



ご存じですか…空き家になる前に確認すること

金谷区地域協議会の自主的な審議のテーマの候補として、委員からの提案で「空き家対策について」があります。地域協議会では、このテーマに取り組むか話し合いを進めています。

空き家は全国で増加しており、社会問題になっています。空き家問題は多くの人に起こりうる身近な問題です。年末年始などご家族、ご親族が集まる機会に、住まいの将来について考えてみませんか？

空き家のチェックリスト



□登記

所有者が正しく登記されているか確認しましょう。

※令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。

□管理者

所有者が死亡した際に、相続が適切に行われず、多数の相続人が発生したことにより、管理する意識が薄れてしまった実例もあります。管理者を決めておくとともに確実な相続を進めましょう。

□管理方法

空き家になることが見込まれる場合は、賃貸・売却などによる利活用や除却など、今後、どのように管理するのかをあらかじめ考えておきましょう。

※上越市には所有者から提供された空き家情報を、ホームページなどで紹介している「空き家情報バンク」制度があります。

質問 両親が住んでいた上越市内の実家が空き家となっています。私は県外に住んでいますが、空き家情報バンクに登録できますか？



答え 空き家情報バンクに登録できます。

登録をご希望の方は、建築住宅課に「空き家登録シート」を提出の上、無料相談会にお申込みください。空き家の所有者が、県外等遠方の方も多数おられますので、電話での無料相談会への参加も可能です。

無料相談会で、不動産や所有権に関する確認を行った後、空き家情報バンクに登録します。不明な点は、上越市建築住宅課（☎025-520-5786）までお問い合わせください。

空き家情報バンクホームページ



こどもプールの廃止について

10月9日（水）開催の第5回地域協議会において、都市整備課から、昭和町1丁目のいちよう公園など市内12か所に設置されたこどもプールについては、利用者減少や施設の老朽化のため、令和6年度をもって廃止するという報告を受けました。

○主な質疑応答

委員：オールシーズンプールやリージョンプラザ上越のプールも老朽化しているが、プールに関して代替案を考えられているか。

都市整備課：公園としてはプールを廃止し、代わる遊び場を整備していきたいと考えている。跡地は地域のニーズにお応えする形とし、今後、関係町内会の皆様にご意見を伺ってまいります。

委員：こどもプールの跡地を町内会に払い下げて使うということが検討されたか。

都市整備課：都市公園の中にある施設なので、あるものを壊して公園の一部として活用していきたいと考えている。

委員：プールの衛生面の問題について具体的に説明してほしい。

都市整備課：こどもプールは、屋外であることから日光の照射など外気の影響を受けやすく、水質管理が特に困難な施設である。

金谷区地域協議会を傍聴してみませんか？

月1回程度、福祉交流プラザで開催しています。どなたでも傍聴できますので、お気軽にお越しください。開催日については、市のホームページでお知らせしています。また、内容も含め詳細については、南部まちづくりセンターへお問合せください。



南部まちづくりセンター

〒943-0832

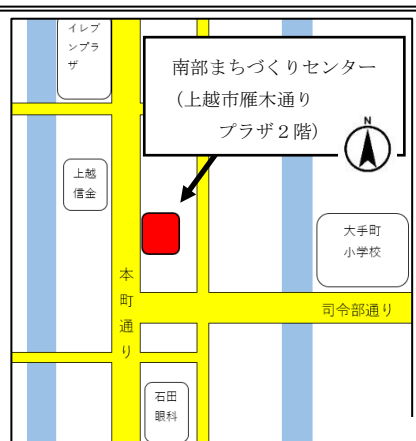
上越市本町3丁目2番26号

(上越市雁木通りプラザ2階)

TEL : 025-522-8831

FAX : 025-522-8832

E-mail : nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp



地域協議会の活動状況等は市ホームページをご覧ください。



地域協議会の活動状況